

全建事発第 154 号  
令和 3 年 3 月 9 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤男  
〔公印省略〕

### 強風などの荒天時等における安全確保について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設工事における公衆災害防止対策をまとめた「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年 9 月 2 日付け国土交通省告示 496 号）では、強風など荒天時等の対応に関して、「工事着手前に強風等における作業中止基準を定めておくとともに、中止時の仮設物構造物、資材等の具体的な措置について定めておく」こととしています。令和 3 年 3 月 2 日に線路脇のビル建設現場の足場が崩れ、隣接する東急東横線に倒壊する事故が発生しました。

これを受け、国土交通省より、「公衆災害防止対策要綱」の再周知及び関係法令等に基づく工事の安全確保に必要な対策を講じることについて、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

#### 【添付資料】

別添 1 国土交通省通知文

別添 2 建設工事公衆災害防止対策要綱

(令和元年 9 月 2 日付け国土交通省告示 496 号)

(担当) 事業部 堤

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp